

## 姫路市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定取消し処分等に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）並びに姫路市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年姫路市水道局管理規程第8号。以下「規程」という。）の規定による指定給水装置工事事業者（以下「指定業者」という。）の指定の取消し及び指定の効力の停止（以下「行政処分」という。）並びに文書注意及び文書警告（以下「文書指導」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

### (違反行為の調査、報告等)

- 第2条 上下水道サービス課長（以下「課長」という。）は、指定業者が違反行為を行った疑いがあるときは、その事実の有無について調査を行わなければならない。
- 2 課長は、前項の調査において違反行為の事実が認められたときは、当該指定業者に対し、直ちに違反行為の是正の指示を行うとともに、違反行為調査兼報告書（様式第1号）を作成し、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に報告しなければならない。
- 3 課長は、前項の報告を行うにあたり、当該違反行為に係る関係者からてん末書の提出を求めることができる。

### (違反行為の区分及び違反点)

- 第3条 課長は、前条第1項の調査により認められた違反行為が、別表第1に定める違反内容に該当するときは、当該違反行為を行った指定業者に同表に定める違反点を付加する。ただし、違反行為が不可抗力その他特別の事情によると管理者が認めるときは、この限りでない。
- 2 指定業者において、同時に二つ以上の違反行為があったときは、違反行為ごとに違反点を付加する。
- 3 前項の違反点の適用期間は、違反点を付加した日を起算日として、指定停止期間を除き、1年とする。
- 4 第1項の違反点は、前項に規定する期間中であっても、指定業者が指定の取消しを受けたときは消滅するものとする。

### (文書指導)

第4条 課長は、指定業者に付加した違反点の累積点数が別表第2右欄の文書指導に該当するときは、違反行為の再発を防止するため注意等を促すことを目的として、指定業者に対し、当該文書指導を行うことができる。

### (予定処分)

第5条 課長は、指定業者に付加した違反点の累積点数が別表第2右欄の行政処分に該当するときは、管理者に報告し、規程第11条に規定する姫路市上下水道局指定給水装置工事事業者及び指定排水設備工事事業者資格等審査委員会（以下「委員会」という。）の開催の可否について、意見を具申することができる。

- 2 管理者は、違反行為の内容が行政処分に相当すると認めるときは、委員会に審査を行うよう求めるものとする。
- 3 管理者は、前項の規定による委員会の審査の結果を受けて、当該違反行為について予定する行政処分（以下「予定処分」という。）の決定を行うものとする。

（意見陳述のための手続）

第6条 管理者は、前条第3項の規定により予定処分の決定を行ったときは、行政手続法（平成5年法律第88号）の定めるところにより、当該処分の名あて人となるべき者（以下「被処分者」という。）に対し、弁明の機会の付与又は聴聞の手続を行うものとする。

- 2 弁明の機会の付与にあたっては、弁明の機会の付与の通知書（様式第2号）により通知し、弁明書（様式第3号）の提出を求めるものとする。
- 3 聴聞の実施にあたっては、聴聞通知書（様式第4号）により通知するものとする。
- 4 聴聞は、経営管理課長が主宰する。
- 5 聴聞を終結したときは、経営管理課長は、速やかに聴聞調書及び聴聞報告書（様式第5号）を作成し、管理者に報告しなければならない。

（行政処分）

第7条 管理者は、前条に規定する弁明の機会の付与又は聴聞の手続が終結したときは、委員会に対し、第2条第2項の違反行為報告書及び前条の弁明書又は聴聞調書及び聴聞報告書の内容等を考慮し、審査を行うよう求めるものとする。

- 2 管理者は、前項の委員会の審査を書面による審査に替えることができる。
- 3 管理者は、前2項に規定する委員会の審査の結果を受けて、行政処分の決定を行うものとする。

（処分の通知等）

第8条 管理者は、行政処分を決定したときは、被処分者に対し、処分決定通知書（様式第6号）により当該処分の通知を行うものとする。

- 2 管理者は、行政処分を行ったときは、規程第5条の規定に基づき告示を行うものとする。

（行政処分後の工事の施行）

第9条 行政処分を行った際、被処分者が現に施行している給水装置工事があるときは、当該工事に限り施行を認めるものとする。

(給水装置工事主任技術者に対する措置)

第10条 管理者は、法第25条の4に定める給水装置工事主任技術者に、法に違反した行為があったと認めるときは、その旨を厚生労働大臣に報告するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、指定業者の違反行為に対する処分等に関し、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前1年の間に旧要綱の定めによる文書注意又は文書警告を受け、若しくは指定の効力の停止の期間がある事業者は、その処分に応じた次の違反点が付加されているものとみなす。
  - (1) 文書注意 1点
  - (2) 文書警告 2点
  - (3) 指定の効力の停止1月 3点
  - (4) 指定の効力の停止3月 5点
  - (5) 指定の効力の停止6月 7点
- 3 前項の違反点を付加した日は、当該違反行為に係る行政処分又は文書指導を通知した日とする。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

別表第1 指定給水装置工事事業者の違反行為に関する行政処分等の基準

| 違反項目               | 水道法根拠条文       | 関係条文                                |                 | 違 反 内 容                                                                                                                                                 | 違反点             | 特記事項                                                                               |
|--------------------|---------------|-------------------------------------|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------|
|                    |               | 水道法                                 | 水道法施行規則         |                                                                                                                                                         |                 |                                                                                    |
| 指定要件違反             | 第25条の11第1項第1号 | 第25条の3第1項第1号                        | 施行規則第21条        | 1．事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。（休止届又は廃止届の提出期日を定めて書面で通知し、従わない場合に加算）                                                                                          | 判明時 2<br>未対応 +7 | 休止届又は廃止届の提出期日を定めて書面で通知し、従わない場合は指定取消し                                               |
|                    |               | 第1項第2号                              | 施行規則第20条        | 2．厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。（欠けている設備・機材の補充期日を定めて書面で警告し、従わない場合に加算）                                                                                        | 判明時 2<br>未対応 +7 | 欠けている設備・機材の補充期日を定めて書面で警告し、従わない場合は指定取消し                                             |
|                    |               | 第1項第3号イ                             |                 | 3．精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者であることが判明したとき。                                                                              | 9               | 個人の場合、廃止届の提出期日を定めて書面で通知し、従わない場合は指定取消し。法人の場合、欠格事項に該当した代表者又は役員を他の者に変更した場合は適用しない      |
|                    |               | 第1項第3号ロ                             |                 | 4．破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。                                                                                                                     | 9               | 法人の代表者又は役員の場合、欠格事項に該当した代表者又は役員を他の者に変更した場合は適用しない                                    |
|                    |               | 第1項第3号ハ                             |                 | 5．水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者であることが判明したとき。                                                                                  | 9               | 法人の場合、欠格事項に該当した代表者又は役員を他の者に変更した場合は適用しない                                            |
|                    |               | 第1項第3号ニ                             |                 | 6．指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者であることが判明したとき。                                                                                                              | 9               | 一律に指定取消し                                                                           |
|                    |               | 第1項第3号ホ                             |                 | 7．業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。                                                                                                                                 |                 |                                                                                    |
|                    |               | ①無断通水、メーターの不正使用等をしたとき。              |                 | 5                                                                                                                                                       | 複数同時に判明した場合は+2  |                                                                                    |
|                    |               | ②道路掘削許可、道路使用許可等を受けずに工事を施行したとき。      |                 | 5                                                                                                                                                       | 複数同時に判明した場合は+2  |                                                                                    |
|                    |               | ③施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき。           |                 | 3                                                                                                                                                       | 複数同時に判明した場合は+2  |                                                                                    |
|                    |               | ④施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、又は、被害を与えたとき。 |                 | 5                                                                                                                                                       | 複数同時に判明した場合は+2  |                                                                                    |
|                    |               | ⑤正当な理由なく、文書注意に従わないとき。               |                 | 1                                                                                                                                                       |                 |                                                                                    |
|                    |               | ⑥正当な理由なく、文書警告に従わないとき。               |                 | 1                                                                                                                                                       |                 |                                                                                    |
|                    |               | ⑦管理者の承認を受けないで工事を施行したとき。             |                 | 過失 2<br>故意 5                                                                                                                                            | 複数同時に判明した場合は+2  |                                                                                    |
| 給水装置工事主任技術者選任等義務違反 | 第25条の11第1項第2号 | 第25条の4第2項                           | 施行規則第21条第1項、第2項 | 1．給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。（選任解任届の提出期日を定めて書面で警告し、従わない場合に加算）                                                                                          | 判明時 2<br>未対応 +7 | 選任解任届の提出期日を定めて書面で警告し、従わない場合は指定取消し                                                  |
|                    |               | 第25条の4第1項                           | 施行規則第21条第3項     | 2．給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。（選任解任届の提出期日を定めて書面で通知し、従わない場合に加算）                                                                                | 判明時 2<br>未対応 +3 | 選任解任届の提出期日を定めて書面で通知し、従わない場合は処分（主任技術者が1名の指定業者で当該項目に該当し、通知に従わない場合は、指定要件違反とみなし、指定取消し） |
| 届出義務違反             | 第25条の11第1項第3号 | 第25条の7                              | 施行規則第34条        | 1．次に掲げる事項の変更届を提出しないとき。（異動届の提出期日を定めて書面で警告し、従わない場合に加算）<br>① 事業所の名称及び所在地<br>② 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名<br>③ 法人にあっては、役員の氏名<br>④ 給水装置工事主任技術者の氏名又は免状交付番号 | 判明時 2<br>未対応 +7 | 異動届の提出期日を定めて書面で警告し、従わない場合は若しくは虚偽の届出を行ったときは指定取消し                                    |

| 違反項目         | 水道法根拠条文       | 関係条文      |             | 違反内容                                                                                                                                                              | 違反点             | 特記事項                                            |
|--------------|---------------|-----------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|-------------------------------------------------|
|              |               | 水道法       | 水道法施行規則     |                                                                                                                                                                   |                 |                                                 |
|              |               |           | 施行規則第35条    | 2. 休止届及び廃止届については30日以内、再開届については10日以内に提出しないとき。<br>(各届出の提出期日を定めて書面で警告し、従わない場合に加算)                                                                                    | 判明時 2<br>未対応 +7 | 各届出の提出期日を定めて書面で警告し、従わない場合は若しくは虚偽の届出を行ったときは指定取消し |
| 事業の運営基準違反    | 第25条の11第1項第4号 | 第25条の8    | 施行規則第36条第1号 | 1. 給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。                                                                                                                                | 1               | 複数同時に判明した場合は+1                                  |
|              |               |           | 第2号         | 2. 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有するものを従事させず、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させないとき。 | 1               | 複数同時に判明した場合は+1                                  |
|              |               |           | 第3号         | 3. 管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施行したとき。                                                                                                                      |                 |                                                 |
|              |               |           |             | ① 管理者が定める給水装置工事施工基準に適合しない工事を行ったとき。                                                                                                                                | 5               | 複数同時に判明した場合は+2                                  |
|              |               |           |             | ② 検査の改善指示に従わないとき。                                                                                                                                                 | 2               | 複数同時に判明した場合は+1                                  |
|              |               |           |             | ③ 管理者に届けず断水工事を行ったとき。                                                                                                                                              | 5               | 複数同時に判明した場合は+2                                  |
|              |               |           | 第4号         | 4. 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保しなかったとき。                                                                                              | 1               |                                                 |
|              |               |           | 第5号イ        | 5. 水道法施行令第5条に規定する基準に適さない給水装置を設置したとき。                                                                                                                              | 2               | 複数同時に判明した場合は+1<br>改善後違反行為の程度により+3               |
|              |               |           | 第5号ロ        | 6. 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。                                                                                                                           | 1               | 複数同時に判明した場合は+2                                  |
|              |               |           | 第6号         | 7. 指名した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき又は当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき。                                                                                        | 1               |                                                 |
| 工事施工に関する義務違反 | 第25条の11第1項第5号 | 第25条の9    |             | 給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき。                                                                                                              | 1               |                                                 |
|              | 第25条の11第1項第6号 | 第25条の10   |             | 給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。                                                                                                    |                 |                                                 |
|              |               |           |             | ①正当な理由なく報告又は資料の提出に応じないとき。                                                                                                                                         | 3               |                                                 |
|              |               |           |             | ②虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。                                                                                                                                             | 5               |                                                 |
|              | 第25条の11第1項第7号 |           |             | 施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。                                                                                                                           | 5               | 複数同時に判明した場合は+2                                  |
| 不正申請         | 第25条の11第1項第8号 | 第16条の2第1項 | 施行規則第18条    | 不正の手段により指定給水装置工事事業者として指定を受けたとき。                                                                                                                                   | 9               | 一律に指定取消し                                        |

別表第2 違反点数別行政処分等一覧

| 累積点数 | 行政処分等の内容              |
|------|-----------------------|
| 1    | 文書注意                  |
| 2    | 文書警告                  |
| 3    | 1月以下の指定の効力の停止         |
| 5    | 3月以下の指定の効力の停止         |
| 7    | 6月以下の指定の効力の停止         |
| 9    | 指定の取消し又は6月以下の指定の効力の停止 |